

印鑑の登録について

登録申請

印鑑登録申請は、本人が直接行うことを原則としています。

登録する印鑑を持参して申請してください。

やむを得ず、代理人に依頼される場合は、代理人選任届（又は委任状）と代理人の印が必要です。

登録する印は、1人1本に限られています。よって、1本の印鑑を2人以上で登録することは出来ません。

※15歳未満の方、成年被後見人は印鑑登録をすることが出来ません。

◆◆ 申請した日に登録できる人 ◆◆

本人自らが登録申請に来庁し、次の書面のいずれかをご提示していただき、その場で本人であることが確認出来たとき、即日に登録をすることが出来ます。

また、印鑑登録後、印鑑登録証（カード）をお渡しします。

- ① 官公署が発行する「自動車運転免許証」、「パスポート」、「住民基本台帳カード」、「在留カード（在留カードとみなされる外国人登録証明書を含む）」等、有効期限内のもので、ご本人の顔写真に浮出しプレス等による証印又は特殊加工がしてあり、発行機関名とその押印があるもの。
- ② 愛川町内で印鑑登録を受けている人が保証人となり、申請する人が本人であることを保証する保証書（申請書中の保証書の欄に保証人が記入・押印したもの）。
もし、愛川町以外に印鑑登録をしている方が保証人となる場合は、保証人の印鑑登録証明書の添付が必要です。

◆◆ 申請した日に登録できない人 ◆◆

登録申請の際、顔写真付きの官公署が発行するものをお持ちではなく、本人確認が不十分であるとき、または、代理人に申請を依頼されたときは、即日に登録することは出来ません。

登録申請後、後日、事実を確認するための照会書を郵送しますので、ご自身で回答書に必要事項を記入し、印鑑と本人確認できるもの（健康保険証等）を併せてお持ちください。

回答書を確認後、登録をして印鑑登録証（カード）をお渡しします。

やむを得ず、回答書の提出等を代理人へ依頼される場合は代理人選任届（又は委任状）と代理人の印鑑、代理人の本人確認できる書類（運転免許証等）が必要となります。

また、回答書は照会した日から30日以内にお持ちください。回答期限を過ぎたときは、申請が無効となりますのでご注意ください。

登録できない印鑑

- ▼住民票に記録されている氏名^{*}で表されていないもの。
(^{*}外国人住民の方は、氏名や通称、その他氏名のカタカナ表記で表されていないもの。)
- ▼職業・資格など、他の事項をあわせて表しているもの。
- ▼ゴム印、その他変形しやすいもの。
(やわらかい木を材質としたもの、シンナー等で溶けるようなもの)
- ▼印影が一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの、また、一辺の長さが25ミリメートルの正方形に収まらないもの。
- ▼印影が不鮮明なものまたは、文字の判読ができないもの。
(極端に図案化されたもの等)
- ▼ その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの。
(外枠のないもの、外枠が8分の1以上欠けているもの、印面が平らでないもの、故意にき損したもの等)

■代理人選任届の書き方

- ▼委任者本人が便せん等の用紙に書いてください。
- ▼この書面には収入印紙をはる必要はありません。
- ▼回答書の提出等、代理人へ依頼される場合は、回答書下段の代理人選任届欄をご利用ください。

代 理 人 選 任 届		
(代理人) 住 所	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; display: inline-block;">見本</div>	
氏 名		
生年月日		
私に係る	印鑑登録廃止届	につき、上記の者を私の代理人
	印鑑登録申請	
に選任し、その権限を委任したのでお届けします。		
年 月 日		
(委任者) 住 所		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">実印</div>
氏 名		
生年月日		
	愛川町長 殿	